

第15回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成24年10月19日(水) 18:30~20:30

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：山内委員長、加藤委員、今委員、柴田委員、中山委員

事務局：企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画調整担当主事

審議：住民投票条例について

委員長 住民投票条例について、一定の委員会としての結論がでたので、報告書をまとめる作業に入る。前回の議論で報告書は5章建てにして、「はじめに」から2、3、4章、「おわりに」までという形にまとめていき、「はじめに」と「おわりに」は委員長が原案を作成する。その原案を参考に事務局案が作成されているので、比較対照しながら委員会としてより良い報告書にしていきたいと思っている。後ほど、私がどういう意図で「はじめに」と「おわりに」を書いたのか、事務局はどのような考えで修正案を作ったのか説明をする。

報告書の作成については、事務局と事前に協議し、この1回でまとめるのではなく、時間をかけてそれぞれの意見をだしながら合意形成を図っていくことになっている。そのつもりで各委員の皆様にも考えていただきたい。まず事務局から提案のあった報告書の「2.住民投票制度の検討の経過」、「3.住民投票制度の必要性と意義」、「4.住民投票制度の個別事項の検討について」、この部分について事務局より説明をお願いする。

事務局 事務局から修正点について説明させていただく、4ページ目の本文4行目「常設型の」を追加した。6行目、第三期の委員会の報告書について正式な報告書名に変更した。8行目、委員からのわかりにくいという意見を反映し、住民投票制度の検討に着手した経緯を具体的に記載した。当初第三期の報告書に基づいて議論を進めていたが、決定的な意見のまとまりができないなかで、市長から提案のあった住民投票制度について検討したことになったことを述べている。5ページ目、中段について委員からの意見を踏まえ、常設型住民投票の必要性と意義について述べた部分について意義に一本化し、住民投票制度を設けることのメリットについて述べながら、後段で個別具体的な検討を行ったという形にし、検討のなかで参考資料として示した常設型と個別設置型の住民投票の比較表を加える修正を行った。それに伴い、タイトルから必要性を削除し、本文3行目、必要性に関する記述を削除した。6ページ目についても、必要性と意義から意義に一本化したことで構成を変更している。7ページ目、委員からの意見を踏まえ、6行目について「市民が政策決定に」という部分を、「市民が市政に係る重要事項に関する意思決定に」と修正した。9行目、「市民の意見」を「市民の総意」に修正した。15行目、1文を追加した。次の段落(2)常設型住民投票制度の意義については意義に一本化したことを受けて削除した。段落中段の「二代表制」を「間接民主制」に修正した。8ページ目中段、意義に一本化したことの対応をした。下段①諮問型が良いとする意見についても、委員からの意見により修正をした。9ページ目、枠の中、憲法に違反するのか具体的に記述した。13ページ目3行目、発議を追加した。事務局案の説明は以上である。

委員長 事前で資料を送付しているの、1回は目を通してと思うが、全体の修正を一度にまとめて行う方法より、丁寧に一つ一つ確認しながら進め、再度全体で議論を行う場を設けるとい方法で進めたい。4ページ目から4ページのメリット・デメリットの比較表までで何か指摘・意見はあるか。

委員 必要性と意義の部分の修正について伺いたい。

委員長 必要性は削除したということである。事務局に確認したい。

事務局 「2.常設型住民投票制度の必要性と意義」を分けずに、「常設型住民投票制度の意義」とまとめたらどうかという意見を踏まえ修正をした。

委員長 目次の3についてはどうか。

事務局 目次も併せて修正することになる。

委員長 事前に資料を送付した際に意見があつて、それを事務局が採用した案で修正したことになる。6ページ(1)から7ページの(1)までで何か意見はあるか。特に意見が無いようである。次に7ページ(2)から8ページ上から3行目までで何か意見はあるか。特に無いようである。次に8ページの(3)の常設型の住民投票制度の意義に関する自治推進委員会としての結論についてはいかがか。よろしいか。8ページ、3.住民投票制度の個別事項の検討についてから、9ページの括弧2の上までで何かあるか。この部分については多少時間をつかって考えていきたいところである。

委員 (事務局で修正された部分。8ページ①諮問型が良いとする意見の部分に関し)個人的な意見であるが、原案の執行機関の長としての市長、意思決定機関としての議会のほうがわかりやすいと思う。たしかに直接選出される市長と議会であるが、感覚からすると、原案のほうがよい。

委員長 この点についてどうか。原案どおりに戻したいという意見が出ているが、委員の修正ということであるが、この部分についてはしっかり議論しておきたい。

委員 この部分は、以前に私が発言した部分があるが、議会と行政の長たる首長は、それなりに権限と責任がある。なおかつ、それと市民と、当然市民にもそういった権利はあると思うが、同列に扱っていいのだろうかということは主張したことがある。

委員長 内容はそれでよい。表現の方法を、執行機関の長とするのか、住民から直接選出される市長とするのか、どちらにしようかという話である。市長が選挙で選ばれることは、皆知っている事である。では市長の役割は何かというと、やはり執行機関である。議会は議決機関といったほうが、機関の役割を表している。

委員 執行機関と意思決定機関というのは、それぞれ市長と議会である。

委員長 意思決定とするのは、私個人的には疑問であり、出された議案に対し、評決するという機関であるという意味で通常は議決であると思う。自治基本条例上はどのように定められているか。

事務局 意思決定機関となっている。

委員 議会は意思決定機関であるとしたほうがわかりやすいと思う。

委員長 どの委員の意見で修正したのか。

事務局 副委員長の意見である。

委員 内容的には変わらないが、原案のほうがわかりやすいと思う。

委員 明確に行政の長たる市長、意思決定機関である議会という表現は明確に入れたほうが

いいと思う。

委員 　　ただ市民というよりは、主権者たる住民というのを入れたかったというのが副委員長
の主旨であると推測する。

委員 　　「主権者たる住民と、その住民から直接選出される執行機関の長としての市長と意思
決定機関としての議会を同列に扱って良いのか疑問である」という形にしたほうがわかり
やすいと思う。

委員 　　「主権者たる住民とその住民から直接選挙された執行機関の長としての市長と意思
決定機関としての議会と」したほうが、副委員長の意図もわかる。しつこいが両方をい
れて、主権者はあくまで住民であり、執行機関の長だから市長が偉いわけではなく、議会
が意思決定機関だから住民よりも上ではないが、その住民から選挙によって選ばれたか
ら同列には扱えない。という主旨である。

委員長 　　いただいた意見を踏まえて修正し、次回確認することにする。

　　この文章と以下の文書は整合性がないので改行して1つの項目としてほしい。

事務局 　　修正をする。

委員長 　　9ページ(2)住民投票の対象事項について確認していきたい。ネガティブリストの問題
について特に意見は無いか。10ページ、投票資格者については、色々な意見が出たと
ころであるが、特に意見はないか。11ページの囲みのところが結論としてまとめられた
ところであるが、特に意見はないか。次は11ページ国籍要件など色々な意見があった。
12ページの囲みであるところが委員会の結論のところ。これは、メリット・デメリット
色々な意見が出たうえで、このような結論になったというところである。何か事務局で
気づいた点があるか。

事務局 　　一番最後に議論していただければと思うが、意見をいただいているところも含めて住民
と市民が報告書の中で意図的に使い分けできていないので、最後フィルターをかけてい
ただければと思う。

委員長 　　12ページの、市内在住条件について意見はないか。よろしいか。次は発議について、
意見はないか。よろしいか。13ページの成立要件、囲みの中が結論となる。さきほど事
務局からあったように、発議という言葉が抜けていたという内容である。

　　続いて14ページの投票運動について。意見はないか。よろしいか。

　　14ページから15ページ以上が報告書のなかほど、この部分は事務局がまとめ、それ
を各委員の意見を受け修正したものである。意見はないか。よろしいか。本日で決定で
なく、次回も議論をする。もし何かあれば、次回までに事務局に意見を寄せてほしい。

事務局 　　ここで市民と住民の使い分けについて、議論いただきたい。

委員 　　もちろん、住民投票条例という言葉にもあるように、これは基本的に住民であると思
う。自治基本条例では市民の定義は、多摩市に住んでいる人だけでなく、多摩市に勤務
している人、学ぶ人が入ってくる。常設型住民投票ということであれば住民である。

委員長 　　私も委員と同じ意見である。

委員 　　そういうことであれば、住民の定義が記載されているほうがいいのかも。しれない。

委員長 　　初出の部分で「住民」の定義をしてほしい。

事務局 　　「本報告書では」というような形でよろしいか。

委員長 　　そうしていただきたい。

事務局 今後、色々な段階を踏んでからとなるが、条例化していく際に、自治基本条例との関係は外せない部分が出てくる。自治基本条例では市民としており、市民の定義は委員の解説のとおりである。この報告書では、住民として使用しますということを初出の際に注釈をつけさせていただく。

委員長 これからが、議論していきたいところであるが、「はじめに」と「おわりに」の部分について、ここが、皆さんの注目が集まる場所であると思う。その部分の検討に入りたいと思う。まず、私から、どういう意図で書いたかを話したいと思う。

「はじめに」のところであるが、自治推進委員の総意としての報告書であるのでとにかく丁寧な文書にすることを心がけた。「おわりに」については、かなり自分の意見もストレートにいった。多くの人に読まれる文章ではなく、行政に対しての報告書であるという前提で書いた。委員会で指摘されなかったところも付け加えている可能性がある。副委員長からも「おわりに」についてご意見を頂戴している。次回副委員長が出席された際に、ご説明いただきご議論していただければと思う。

委員 黒く塗りつぶしている部分は何か。

委員長 消した部分である。資料が二つあり、修正が入っていないのが委員長案・修正がはいっているのが事務局案である。見比べて、議論いただく。

1段落目であるが、「てにをは」の修正である。2つ目の段落は黒くなっている部分が事務局で削除した部分である。5段落目「葬り去られた」を「無視された」に修正した。本日は、「はじめに」をじっくり議論していきたいと思う。各委員の肩書きを入れたほうが良いと思う。委員の名前の記述は、責任もって考えを述べ、自治推進委員会はどういう人が担っているのだということを表現している。個人情報だと言われればそれまでだが、公募の際に名前を挙げる旨は明記されているので問題はないと思う。

これで私の案の説明は終了する。それでは事務局案の説明をお願いする。

事務局 事務局案は塗りがはいっている資料である。薄く網がけしている部分は、文言の修正・追加である。黒く塗りつぶしている部分は、後ろに何か隠れている訳でなくスペースである。委員長案と対比しやすいようにするためにスペースを取っている。報告書本文を事務局案として見え消しで修正した。基本的には「てにをは」の修正である。6行目、公式の文書として市民に公開するので、「いろんな」は口語的な表現であるので「様々」と修正した。「言うまでもなく」で切るのが通常であると思うので修正した。さきほど委員長の発言にもあったが、他の表現があれば、委員会の中でご検討いただきたい。中段下、「常設型の住民投票制度」の修正部分は委員長からもあったが、ここまで議論してきたとおりであるが、「多摩市の自治を推進するにあたって、常設型住民投票を検討することが最優先かどうか」という意見が委員の中にあつたことを考えると、委員長の原文のままにいくと委員全員が創設すべきだと読めてしまう。こういったことから少し婉曲表現にした。しかし、委員長の意図が失われないよう「葬り去られる」という表現は、委員長の発言にあつたが、文字的に「無視される」という表現のほうが、読みやすいと思ったので変えさせていただいた。議論のほどよろしく願います。

委員長 委員長案の文書でなくてはならないということはまったくないので、ご指摘ご発言いただければと思う。委員会の報告書であるので、行政文書はこうだからでなく、それはそれだからと考えていただければいいと思う。委員会で決めればいいと思う。

委員 無視という表現はちょっと違うように思える。住民の意思が活かされていないことを目の当たりにしてきたとするのが良いのではないか。

委員長 この点について意見はあるか。

委員 これまでは、多くの自治体の議会で住民投票条例が否決されてきたこと踏まえると、無視する・否定するとかしか具体的なものは出てこない、一方で議会は議会としての考え方で住民投票は否決してきた訳であるから、あいまいな表現で良いのではないか。

委員長 委員会が出すことであるので、市民目線の表現を使えばいいと思う。

委員 活かされない、反映されないなどの表現はどうか。

委員 尊重されないとしたらいかがか。

委員 尊重とは違うと思う。尊重はされても、実際は条例が否決されている。

委員 現実問題として、議会がこういうことに寛容であって、こういう民意を大切にするという姿勢があればいいのだけれども、現実はそうでなくて、自分たちの意思決定機関である存在が脅かされるという側面で、テーマの善し悪しでなく否決している事実があるのではないか。

委員長 住民投票で是か非か問いたいと、署名を集める。署名が一定数集まると議会に出される。今までの住民投票のやり方だと、そこで議会が否決すればそれでおしまいとなる。常設型にすれば、一定要件を満たすと住民投票は実施される。結果、賛成か反対かはわからないが住民の意思は問える。他県の事例は住民の署名を要件の3倍集めたが、議会で否決され、そこで終わってしまった。全体の意思が問えない、少なくとも自動的に意思を問えるようにするというのが、主権者である住民の意思を尊重することになるのではないか。

委員 議会には、自分たちは意思決定機関の存在であるということで、住民投票をやるとそれを否定されるという考えがある。だから、それはダメだよという理屈でくる。テーマにおいての良い悪いでない。

事務局 対案をださせていただいたところであるが、委員長の表現もどちらかという強めの表現だったと思うが、文脈からすると、これまで自治推進委員会で議論をしている期間中も、多摩市議会でなく他の議会で住民投票の要件を満たす署名が集まったにもかかわらず、議会で条例が否決されている。そういった流れがずっとあったと記述されていて、住民の意見が葬り去られているという流れがあると述べているだけであるので、多摩市議会のことではないので注意いただきたい。

委員長 多摩市は条例案が提出されたことがない。

委員 了解した。

委員長 委員の「活かされていない」というのが一番無難かと思う。その内容で修正したい

委員 「はじめに」であるが、政治的制度、国の政治システムとして議院内閣制・大統領制が良いのか、小選挙区・比例区が良いのかと非常に大極的な言い回しを最初に行っている。その次に個別設置型と常設型のメリット・デメリットについて述べている。この部分は、前の文章を受けて、常設型にもメリット・デメリットがあるということを強調しようとする意図を感じた。はじめ違和感があったが、すごく良いと感じた。憲法や地方自治、選挙制度のことも含んで考えていくことが大事だと思う。

委員 私もデメリットについてきちんと述べている点は良いと思う。

委員長 表現としては事務局案でいいか。私としては上から目線だけはやめようと思っていた。できるだけやわらかく馴染みのある言葉でという言葉に心がけた。これでいいかという確認だけはとりたい。

委員 表現はやわらかいが、内容は濃い。鋭いというか厳しい。事務局もそう感じないか。

事務局 かなり厳しいと思う。無視とかそういう厳しい言葉は避けるようにさせていただいた。

委員 言葉尻で申し訳ないが、端的に・・・とあるが、いきなりへりくだったような表現になった。修正がはいった故に、文章のマッチングがとれていない。

委員 文章がつながらない。この文章の主語が「住民投票をめぐる動きが」が主語であるのか。「～動きが」が主語であれば、「目の当たりにしてきた」が述語になる。

委員長 端的に申せば、多くの署名をした住民の意思が、無視されているということである。

事務局 主語と述語の整合性のお話であると思うが、昨今の住民投票をめぐる動きをみるというようにすれば問題ないと思う。

委員長 そのように修正してほしい。冒頭のなかで申し上げた、名前の部分は、皆さんの名前だけでいいのか、肩書きをつけるのか。についてご意見をいただきたい。

事務局 答申書などは、冒頭ではなく、巻末に資料として委員会名簿を掲載するのが一般的である。

委員長 「はじめに」で各委員の名前を書いたのは、「この報告書は委員会の総意です」ということを示したかったためである。他市などは、責任者の名前のみとなっているが、そのようにはしたくなかった。私が書いたけれども、報告書に関しては委員会全体に責任があるということを示したかった。

委員 肩書きとは例えばどのようなものか。

委員長 例えば、学識委員（大学教授）等が無難と思う。今の現職名を書くといえばそれを書いたらいい。委員であれば劇場代表、委員であればNPO 法人代表あるいはコミュニティーセンターの代表、そこまで書くのか、あるいは公募委員とか学識委員までとするのか。

事務局 事務局としては、委員長の原案であると、委員長の肩書きがはいていた。〇〇大学政治学部教授。あえて入れなかったのは、通常だと委員については公募委員という表現、委員の場合は、劇場代表、コミュニティーセンター運営協議会とかではなくて、市内全域を活動範囲としている団体の推薦する市民となる。

委員長 団体推薦委員とすればいいのではないか。

事務局 そういう省略は可能である。

委員長 サラリーマンとか農業従事者とかあるいは無職とか位はわかるようにしたほうがいいかなと思った。

委員長 たいしたことではないようだが、人は肩書きに注目する傾向がある。委員会の中で、肩書きは書かないという結論であれば、それはそれでいいと思う。ただ、責任もって書いているよということを示したかった。皆さんの意見を聞きたい。

委員 第三期自治推進委員会までの報告書はどのような形式にしていたか。

事務局 一般的には巻末の部分で、委員名簿において一覧で表すのが一般的な方法。特に作法はないので、委員長の発言のように、委員会の総意だということのインパクトを与えるために全員の名前を「はじめに」で標記することについては、特に違和感はない。他の会議等で巻頭に入れた例もある。ただ肩書きについては、特に肩書きのない委員もいる

ということも含めて考えると、委員長・副委員長・委員ということでこの6名で議論したということを示せばいいと考える。もちろん委員会の総意があればそれで良いと思う。

委員長

他市はどうなっていたか。

事務局

肩書きなしで委員長だけである。

委員

感覚的には、巻末であれば肩書きまでのっていても違和感ないが、始めに載っていると少しうるさいと思う。最後に載せるのであれば肩書きがあったほうが良いと思う。

委員長

いずれにしてもどちらでもよい。全員から意見を聞いてみたい。

委員

公募委員だとかであれば、もしそれがあることによって、これを見た市民が「私やってみよう」と思ってくれば良いと思う。公募委員とすれば良いと思う。前か後ろかはどちらでもよい。

委員

公募市民委員という形で良いとおもう。

委員長

前か後ろかについてはどうか。

委員

どちらでもいい。

委員

最後にきちんと委員名簿としてのほうが良いと思う。

委員

前か後ろか両方か、自分がみたときに、公募委員とか学識とかだけでは、どういった人なのか性別しかわからない。それこそ会社員とかまで分かれば、自分が読む場合に読んだときにどんな人かどうか考えられるのでいいと思う。

委員長

議論が分かれたところであるが、前か後ろか問わず名前を載せるというのが皆さんの意見であると思う。インパクトあるのは前だと思う。

事務局

次回、巻頭に入れる案、巻末に入れる案、両案をお示しするのでご検討いただきたい。

委員長

「おわりに」について説明したい。かなり思いを込めさせてもらった。なぜ自治推進委員会で住民投票条例のことを検討しなくてはならないのか。委員が常日頃疑問に思っていたことであると思う。たしかに、私も少し違和感がある。自治のためにはあったほうが良いけれども、必ずしもこれがあるから自治が育つ訳でもない。自治的な運営が行われるわけでもない。住民投票制度が問題視されることになった背景には、これからの時代というのは、市民あるいは住民に負担をお願いするような政策課題が多くなってくると考えられる。そのときに住民の意向を聞く制度が必要なのではないだろうか。例えば、何々を止めますとか、こういったサービスを持続していくためにはこれだけの費用がかかるので負担を考えて欲しいとか。自治推進委員会とうたっている以上、自治との関係のなかで住民投票について議論する。少し正当性について書いたほうが良いということで住民投票の概要を冒頭で示している。「おわりに」について、事務局からかなり修正が入っている。確証がないことは書く必要がないだろうという基準である。3 ページ目は多く修正が入っている。委員の皆さんにも読んでいただきたい。いわゆる拘束型についてはやるべきだという主張があるという紹介をしている。森田朗氏は地方行政について、西尾勝氏と並んで権威のある人である。その人が、常設型の住民投票が必要であると述べているということを紹介した。よくご一読いただいて考えてほしい。事務局からあるか。

事務局

事務局案は「はじめに」と同様の修正をしており、黒塗りはスペースである。委員長と事前にお話しした中で、委員長の冒頭のお話にもあったように市の職員に対して「よく勉強しなさい」というメッセージが込められているとのことである。「わかってはいる

と思うが」という皮肉も含めて書いたということで、なるほどと思ったところであるが、一般の市民にも広く自治推進委員会の報告書として読んで頂く。市民の方が読んだときに、「釈迦に説法」というのは誤解を生みかねないというところから「そもそも」ということで事務局案をだした。中段の部分について「方式」とあるが、委員長案で直接民主的な方式、間接民主的な方式とあったので揃えた。選挙で選ばれた選良、というところは重なる部分があるので選挙で選ばれた代表とした。「4年のターム」といただいたが、もう少し噛み砕き、「4年間という区切り」とするとわかりやすいということで修正した。他市の件、インターネット等にも公開する中で個別市町村の名称は避けたほうがいいと思ひ、「すでに破綻状態に陥った自治体のように」ということで、婉曲に表現した。「ふんだりけったり」というのは、「本意ではありません」ということで変更した。2・3ページの大きな空欄について、2ページ目を削った意図は、まずひとつは2・3ページ目も事務局の中で確認したなかで、会議の中で直接的に言及している内容でなかったというのが趣旨である。2ページ目は、「自治推進委員会全員が憤りを覚えた」という部分は、事務局案としては空欄とした。3ページ目についても、同じ意図である。ここまで議論がされたかという、前段の部分については委員長から解説がなされていたところである。ここの部分については、書かれると先ほどのようにどこかに角が立つとか、そもそも自治推進委員会として出すのはいかがかとかそういう趣旨ではない。今回の残りの時間・次回の会議の中でご議論いただいてやはり必要であるということであれば、特に削っていただく必要はないかと思う。最終ページ上の部分、委員長が市長あるいは行政側にご配慮いただき、「これを行ったら日本の自治史上燦然と輝きますよ」といれていただいた。そもそもの常設型住民投票を設けるにしても多摩市の自治を推進することが目的であるので、多摩市の売名行為ではないだろうということで修正した。一番最後のところの3行、前回の委員会で発議した部分であるが、自治推進委員会としては、他にも自治を推進するためには優先すべき事項があるのではないかという発言があったことから補足をした。

委員長

いずれにしても、今の説明を参考にしながら、より良い文案を練っていただきたい。各委員の忌憚のない意見を求める。当初の予定では10月に文案を決定し、11月に市長報告というスケジュールが示されていたが、少し時間をかけても責任をもって報告書を作りあげていこうと思う。ご了承願いたい。委員会のなかで一つのテーマとして意見を伺わなかったことも踏み込んだ部分があるが、議論した上でこの部分でどう処理するか。より良いものができるようになれば、赤ペンを入れてご意見をだしていただきたい。委員からのメールを掻い摘んで紹介すると、住民投票条例を検討するのは、必ずしも自治推進委員会としての最優先事項ではないのではないかと。他の考えるべきことがあるし、住民投票が起こらなくてもいいような自治のありかたをきちんと考えていくほうが大事なのではないかと。という内容であったかと記憶している。何か補足があれば、委員からお願いしたい。

委員

前回のときに発言させていただいた内容で、住民投票条例が優先順位第1位ではないという言い方がネガティブな発言だったと思っていた。逆にポジティブな言い方をすると、この住民投票条例を考える前の段階で、もっと住民と行政あるいは住民同士が十分に話し合える関係性をつくることを考えたうえで、この条例を考えるという順序にした

ほうがいいのではないかという意見を出させていただいた。

委員長

委員の意見はもっともだと思う。以前、企画課長から、住民投票に関する検討がひと段落したら、今後の課題をどうするかというお話があったかと思う。そのことを少し考えてみようかと思っている。委員には具体的に示していただければ議論の糸口になると思う。事前に煮詰まったりしている場合には事務局に相談していただいて、また私にも連絡をしていただいて、それを踏まえて任期の終わりまで議論していきたい。

委員長

副委員長からいただいた意見の要旨を口頭で報告したい。委員長がつくられた文書の「はじめに」と「おわりに」は、第四期自治推進委員会の思いが、非常によく盛り込まれていて、読んでとても感動した。格調高い文章に対して意見を出すのは恐れを感じるが、個人的には事務局案を支持する。ただ、拘束型についての委員長案から削除された部分について、「終わりに」の部分で削除するのはいいと思うが、今回の答申のもっとも核になるところ大切なところである。本文の中で、この部分の記述が乏しかったなと思うので、そこに議論のうえで活かしたらどうかという趣旨で副委員長からご意見をいただいた。その趣旨を踏まえ次回までもういちどご検討をいただきたい。

委員長

副委員長から説明を受ける予定であるが、前もって情報共有をして各委員も、より良い文章にするためということで検討していただければということで事務局から報告があった。前回の要点記録について、事務局から説明していただきたい。

事務局

あらかじめ委員の皆様にはメールで送付させている。修正がないということで、確定し公開する。次回の日程は、11月22日（木曜）で確定する。

委員長

それでは、これにて第15回自治推進委員会を閉会する。